

文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱

	平成23年	4月	1日
改正	平成24年	9月	14日
改正	平成26年	6月	30日
改正	平成28年	3月	23日
改正	平成28年	6月	21日
改正	平成30年	4月	1日
改正	平成30年	5月	22日
改正	平成31年	4月	1日
改正	令和元年	9月	27日
改正	令和3年	7月	11日
改正	令和5年	2月	16日
改正	令和5年	4月	1日
改正	令和5年	12月	22日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定

(趣旨)

第1条 この要綱は、文化芸術振興費補助金による助成金（以下「助成金」という。）の交付について、団体の活動に対する援助を適正に実施するため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(助成の対象となる活動、経費等)

第2条 助成の対象となる活動は、以下のとおりとする。

- (1) 舞台芸術等総合支援事業
- (2) 劇場音楽堂等活性化・ネットワーク推進事業
- (3) 日本映画製作支援事業
- (4) その他、前年度から繰り越した事業

2 助成の対象となる活動の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

3 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別に定める。

(助成金交付要望書の提出)

第3条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、助成金交付要望書（様式第1号）及び消費税等仕入控除税額予算書（別紙）を振興会の理事長（以下「理事長」という。）が定める期間内に、理事長に提出するものとする。

(助成金交付要望書を提出することができない者等)

第3条の2 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者（これと実質的に同一と認められる者を含むものとし、その範囲については別に定める。）は、右欄に掲げる期間、助成金交付要望書を提出することができない。

提出することができない者	提出することができない期間
第6条の2第1項第1号の規定により助成金の交付内定を取り消された者	第6条の2第3項の規定により助成金交付内定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第1号又は第2号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降5年間
第17条第1項第3号の規定により助成金の交付決定を取り消された者のうち、故意又は重大な過失により助成金を不正に支出したことにより当該取	

消しを受けた者	
第17条第1項第4号の規定により助成金の交付決定を取り消された者	第17条第4項の規定により助成金交付決定取消し通知書による通知をした日以降2年間
芸術文化振興基金助成金交付要綱（平成15年10月1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）第3条の2の表の左欄に掲げる者	同表の右欄に定める期間
「芸術活動支援等の事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日付け文化庁長官決定）により応募制限を受けた者	文化庁が定める応募制限期間

（助成対象活動の内定及び通知）

第4条 理事長は、第3条の規定による助成金交付要望書を受領したときは、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金の交付の対象となる活動（以下「助成対象活動」という。）及び交付しようとする助成金の額を内定し、助成金交付内定通知書（様式第2号）により、助成金交付要望書を提出した者に通知するものとする。

（間接助成金）

第4条の2 助成対象者のうちの地方公共団体は、活動を実施するのに適した法人又は行政機関、地域住民、文化施設、企業等で構成される団体であり、かつ代表の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに活動実施及び会計手続を適正に行う体制を有するものに助成対象活動の全部又は一部を実施させる場合において、その経費の全部又は一部を補助又は負担することができるものとする。

2 この要綱において、「間接助成金」とは前項の規定に基づき交付される給付金を、「間接助成対象活動」とは間接助成金の交付の対象となる活動を、「間接助成対象者」とは間接助成金の交付の対象となる者をいう。

（交付要望の取下げ）

第5条 前条の規定による通知を受けた者（以下「内定者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付内定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付の内定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付要望取下げ書（様式第3号）により要望を取り下げることができる。

2 前項の規定にかかわらず、内定者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付要望取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。

（事情変更による内定の取消し等）

第6条 理事長は、助成金の交付内定をした場合において、天災地変その他交付の内定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は内定者が助成対象活動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（内定者の責に帰すべき事情によるときを除く。）は、助成金の交付内定の全部若しくは一部を取消し、又はその内定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を内定者に通知するものとする。

（不正等による助成金の交付内定の取消し）

第6条の2 理事長は、次の各号に該当すると認めるときは、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請について不正の事実があった場合
- (2) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付内定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合

- (3) 内定者が、他の活動について助成金又は芸術文化振興基金助成金（第17条第1項第5号において「基金助成金」という。）の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。
- (4) その他この要綱又はこの要綱に基づく定めに違反したと認められる場合
 - 2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第4条の規定による助成金の交付内定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - 3 前2項の規定による処分をした場合については、第7条第4項の規定を準用する。

(交付申請書の提出)

- 第7条 内定者は、第4条の規定による通知に係る助成金の交付内定の内容及びこれに附された条件を受諾した場合には、助成金交付申請書（様式第4号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。
- 2 内定者は、前項に規定する助成金交付申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成対象経費に占める助成金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、助成金の交付申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
 - 3 理事長は、第1項に定める期日までに、助成金交付申請書の提出又は助成金交付要望の取下げがない場合には、第4条の規定による助成金の交付内定を取り消すことができるものとする。
 - 4 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付内定取消し通知書（様式第5号）により、内定者に通知するものとする。

(交付の決定及び通知)

- 第8条 理事長は、前条第1項の規定による助成金交付申請書を受領したときは、その内容を審査のうえ、助成金を交付すべきと認めるときは助成金の交付決定をし、助成金交付決定通知書（様式第6号）により、助成金交付申請書を提出した者に通知するものとする。
- 2 理事長は、前項の交付決定を行うに当たって、前条第2項本文の規定により助成金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して助成金交付申請がなされたものについては、当該消費税仕入控除税額に相当する額を減額して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

- 第9条 理事長は、助成金の交付内定又は決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するために必要なときは、交付の条件を附することができるものとする。

(交付申請の取下げ)

- 第10条 第8条第1項の規定による通知を受けた者（以下「助成対象者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、交付決定の通知を受領した日から10日以内に助成金交付申請取下げ書（様式第7号）により申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、助成対象者の自己都合により取り下げる場合は、その原因となる事実発生後、助成金交付申請取下げ書により速やかにこれを行わなければならない。
 - 3 前2項の規定による申請の取下げがあった場合は、既に行った当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第11条 理事長は、助成金の交付決定をした場合において、天災地変その他交付の決定後生じた事情の変更により、助成対象活動の全部若しくは一部を継続する必要がなくなったとき、又は助成対象者が助成対象活

動の全部若しくは一部を遂行することができなくなったとき（助成対象者の責に帰すべき事情によることを除く。）は、助成金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに附した条件を変更することができるものとする。ただし、助成対象活動のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 2 理事長は、前項の規定により取消し又は変更をした場合は、その取消し又は変更の内容を助成対象者に通知するものとする。

（計画の変更の承認）

第12条 助成対象者は、助成対象活動の内容の変更（軽微な変更として別に定めるものを除く。）をする場合には、あらかじめ、助成対象活動計画変更承認申請書（様式第8号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動計画変更承認申請書を受理した場合において、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、助成対象活動計画変更承認通知書（様式第9号）により、助成対象者に通知するものとする。
- 3 理事長は、前項の場合において、助成金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定をすることができる。

（助成対象活動の中止又は廃止の承認）

第13条 助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）は、助成対象活動を中止し、又は廃止しようとする場合には、あらかじめ、助成対象活動中止・廃止承認申請書（様式第10号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、天災地変又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症の影響等により、あらかじめ承認を受けることが困難な場合には、事後の承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による助成対象活動中止・廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認することを決定したときは、助成対象活動中止・廃止承認通知書（様式第11号）により、助成対象者（助成金交付申請書を提出したが、助成金交付決定通知書を未受領である内定者を含む。）に通知するものとする。

（助成金の支払申請書の提出）

第14条 助成対象者が、助成金の支払いを申請する場合には、助成金支払申請書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

（助成対象活動実績報告書の提出）

第15条 助成対象者は、助成対象活動が完了したとき（助成対象活動の廃止の承認を受けたときを含む。）は、助成対象活動実績報告書（様式第13号）を理事長が定める期日までに、理事長に提出しなければならない。

- 2 助成対象者は、前項に規定する助成対象活動実績報告書を提出するに当たり、助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を提出しなければならない。
- 3 理事長は、第1項に定める期日までに、助成対象活動実績報告書の提出又は助成金交付申請の取下げがない場合には、第8条の規定による助成金の交付決定を取り消すことができるものとする。
- 4 理事長は、前項の規定による取消しをした場合には、助成金交付決定取消し通知書（様式第14号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の額の確定及び通知）

第16条 理事長は、前条の規定による助成対象活動実績報告書を受理した場合において、これを審査し、当該助成対象活動の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書（様式第15号）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の額の確定及び通知後における実績報告書の補正)

第16条の2 助成対象者は、前条において助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書を受領した後において、助成対象活動実績報告書に誤りがあったときは、理事長にその補正を申し出ることができる。ただし、第22条第1項及び第2項に基づき理事長が行う調査等で誤りを発見した場合は、この限りではない。

(助成金の交付決定の取消し)

第17条 理事長は、次の各号に該当する場合は、第8条第1項の規定による助成金の交付決定(第12条第2項の規定による変更の交付決定を含む。以下同じ。)の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 助成金の交付の要望、申請、計画変更及び実績報告について不正の事実があった場合
- (2) 助成対象者が助成金を助成対象活動以外の用途に使用した場合
- (3) 助成対象活動の遂行が、助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に違反していると認められる場合
- (4) 助成対象者が、第22条に規定する調査等を正当な理由なく拒み、妨げ又は忌避した場合
- (5) 助成対象者が、他の活動について助成金又は基金助成金の交付内定又は交付決定を受けている者である場合において、当該交付内定又は交付決定を取り消されたとき。
- (6) その他この要綱又はこの要綱に基づく定め違反したと認められる場合

2 前項のほか、理事長は、芸術文化振興基金運営委員会の議を経て、助成金を交付すると、その助成対象活動に関し、公益が害される具体的な危険があり、かつ、当該公益が重要なものであると認められる場合に限り、第8条第1項の規定による助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

3 前2項の規定は、助成対象活動について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

4 前3項の規定による処分をした場合については、第15条第4項の規定を準用する。

(助成金の返還)

第18条 助成対象者は、助成金の交付申請時において助成金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、助成対象活動完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 理事長は、交付決定の取消しをした場合及び第10条第2項の規定による助成金交付申請取下げ書の提出があった場合において、当該取消し等に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

4 第16条の規定による交付すべき助成金の額を確定した場合において、既に額の確定額を超過した助成金が交付されているときも同様とする。

(公開による収益状況の報告)

第19条 助成対象者は、助成事業により製作された映画の公開による収益状況を、理事長に報告しなければならない。

(公開による収益の納付)

第19条の2 理事長は、助成事業により製作された映画を公開した日から5年の間に、当該映画の公開により相当の収益が生じた場合には、助成対象者に対し、助成金交付額を限度としてその収益に相当する額の全部又は一部を振興会に納付することを命ずることができる。

2 理事長は、前条の規定による収益状況の報告を受領したときは、その内容を審査のうえ、納付すべき額が生じたと認めるときは納付すべき額を、納付すべき額が生じないと認めるときはその旨を、それぞれ収益納付額確定通知書(様式第16号)又は同通知書(様式第17号)により、助成対象者に通知するものとする。

3 前条及び前2項に定めるもののほか、公開による収益の納付に関し必要な事項は別に定める。

(加算金及び延滞金)

- 第20条 助成対象者は、第17条第1項及び第2項の規定による助成金の交付決定の取消しを受け、助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を理事長に納付しなければならない。
- 2 第18条の規定による助成金の返還期限は、返還命令の日から20日以内とする。期限内に納付しないときは、助成対象者は返還期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納に係る金額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を理事長に納付しなければならない。
- 3 理事長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、助成対象者の申請に基づき、当該加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(経理等)

- 第21条 助成対象者は、当該助成対象活動に係わる収入及び支出に関する帳簿類及び関係書類を備えなければならない。
- 2 助成対象者は、助成金交付に関する一連の通知、帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類等を、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

(調査等)

- 第22条 理事長は、助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象者に対し報告をさせ、又は振興会職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に対し質問させることができる。
- 2 理事長は、前項の規定による調査等により、当該助成対象活動が助成金の交付決定の内容又はこれに附した条件に適合していないと認めるときは、助成対象者に対し、これに適合させるための措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 助成対象者は、前項の規定による指示を受けたときは、これを誠実に遵守しなければならない。

(助成対象者が地方公共団体である場合の助成金調書)

- 第23条 助成対象者が地方公共団体である場合は、当該助成対象活動に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書(様式第18号)を作成しなければならない。

(助成対象者が地方公共団体である場合の間接助成金交付の際に付すべき条件)

- 第24条 助成対象者が地方公共団体である場合において、助成対象者は間接助成対象者に助成金を交付するときは、本要綱第12条から第22条の規定に準ずる条件を付さなければならない。

(その他)

- 第25条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(適用期日)

- 第1条 この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年9月14日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

- 1 この要綱は、平成24年9月14日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、助成金交付内定取消し通知書若しくは助成金交付決定取消し通知書若しくは芸術文化振興基金助成金交付要綱におけるこれらに相当する通知書により通知した日又は文化庁が応募制限を行った日が平成23年4月1日よりも前である者に対しては、適用しない。

附 則(平成26年6月30日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、平成26年6月30日から施行する。

附 則(平成28年3月23日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 6月21日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、平成28年 6月21日から施行する。

附 則（平成30年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附 則（平成30年 5月22日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、平成30年 5月22日から施行する。ただし、第4条の2及び第24条については、平成30年 4月 1日から適用する。

附 則（平成31年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 元年 9月27日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、令和 元年 9月27日から施行する。

附 則（令和 3年 7月11日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、令和 3年 7月11日から施行し、令和3年4月1日より適用する。

附 則（令和 5年 2月16日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、令和 5年 2月16日から施行し、令和5年2月6日より適用する。

附 則（令和 5年 4月 1日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附 則（令和 5年12月22日独立行政法人日本芸術文化振興会理事長裁定）
この要綱は、令和 5年12月22日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付要望書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

下記の活動を行いたいので、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第3条の規定に基づき、助成金の交付を要望します。

記

- 1 助成金の交付を受けようとする活動名
- 2 活動の目的及び内容
- 3 活動の収支予算
- 4 交付を受けようとする助成金の額
- 5 その他

様式第2号（第4条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付内定通知書
（活動助成）

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で提出のあった助成金交付要望書について、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条の規定に基づき、下記のとおり内定しましたので通知します。

ついては、助成対象活動は、別添の交付要綱に基づき実施することとなっておりますので、この助成金交付の内定内容及び助成金の交付手続き等について受諾のうえは、交付要綱第7条第1項に基づく助成金交付申請書を提出してください。

なお、この助成金交付の内定の内容に同意しがたい場合には、交付要綱第5条第1項の規定に基づいて要望を取り下げることができます。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の内容
- 3 助成対象経費及び助成金の額
 - (1) 助成対象経費
 - (2) 助成金の額
- 4 助成金の交付条件

様式第3号（第5条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付要望取下げ書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

・

年 月 日付け 第 号で交付内定の通知を受けた文化芸術振興費補助金による助成金については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第5条の規定に基づき、助成金の交付の要望を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 交付内定通知書の受領年月日
- 3 助成金の交付の要望を取り下げようとする理由

様式第4号（第7条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付申請書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

下記の活動を行いたいので、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の目的及び内容
- 3 助成対象活動の収支予算
- 4 交付を受けようとする助成金の額
- 5 その他

様式第5号（第6条の2，第7条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付内定取消し通知書
（活動助成）

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で通知した下記の助成対象活動に対する助成金の交付の内定については，文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第 条第 項の規定に基づき，年 月 日付けでその内定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 取消しに係る助成金の額
- 3 取消し理由

備考 取消しの根拠となる条項を記載すること

様式第6号（第8条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付決定通知書
（活動助成）

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった 年度文化芸術振興費補助金による助成金については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

なお、この助成金の交付の決定に同意しがたい場合には、交付要綱第10条第1項の規定に基づいて申請を取り下げることができます。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の内容
- 3 助成対象経費及び助成金の額
 - （1）助成対象経費
 - （2）助成金の額
- 4 助成金の交付条件

様式第7号（第10条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付申請取下げ書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた文化芸術振興費補助金による助成金については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第10条の規定に基づき、助成金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 交付決定通知書の受領年月日
- 3 助成金の交付の申請を取り下げようとする理由

様式第8号（第12条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成対象活動計画変更承認申請書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

年 月 日付け 第 号で助成金の交付の決定を受けた助成対象活動について、下記のとおり内容を変更したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第12条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の変更理由
- 3 助成対象活動の変更内容
- 4 変更承認申請による増（減）額

既 交 付 決 定 額	変 更 承 認 申 請 額	増 （ 減 ） 額
助成対象経費 円	助成対象経費 円	助成対象経費 円
助成金の額 円	助成金の額 円	助成金の額 円

様式第9号（第12条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成対象活動計画変更承認通知書
（活動助成）

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった下記の助成対象活動については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、承認することを決定しましたので通知します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の変更内容
- 3 変更交付決定に伴う助成金の額等

既 交 付 決 定 額	変 更 決 定 額	増（減）額する額
助成対象経費 円	助成対象経費 円	助成対象経費 円
助成金の額 円	助成金の額 円	助成金の額 円

- 4 助成金交付条件等

（ 年 月 日付け 第 号の交付決定通知書の助成金交付条件のとおりとする。）

様式第10号（第13条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成対象活動中止・廃止承認申請書
(活動助成)

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者職・氏名 .

年 月 日付け 第 号で助成金の交付申請を行った助成対象活動
について、下記のとおり中止・廃止したいので、承認くださるよう文化芸術振興費補
助金による助成金交付要綱第13条第1項の規定に基づき申請します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の中止・廃止の理由及び内容
- 3 助成対象活動の実施状況

様式第11号（第13条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成対象活動中止・廃止承認通知書
(活動助成)

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で中止・廃止承認申請のあった下記の助成対象活動については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、承認することを決定しましたので通知します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の中止・廃止の内容

様式第12号（第14条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金支払申請書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

・

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた助成対象活動について、
文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり
助成金の支払をお願いします。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成金の額
- 3 助成金振込先
 - (1) 金融機関名
 - (2) 支店名
 - (3) 口座種別
 - (4) 口座番号
 - (5) 口座名義（フリガナ）

様式第13号（第15条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成対象活動実績報告書
（活動助成）

第 号
年 月 日

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者職・氏名

・

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた助成対象活動の実績について、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成対象活動の目的及び内容
- 3 助成対象活動の収支決算
- 4 助成金の交付決定額とその精算額
- 5 その他

様式第14号（第15条，第17条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金交付決定取消し通知書
（活動助成）

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で通知した下記の助成対象活動に対する助成金の交付の決定については，文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第 条第 項の規定に基づき，年 月 日付けでその決定を取り消しましたので通知します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 取消しに係る助成金の額
- 3 取消し理由

備考 取消しの根拠となる条項を記載すること

様式第15号（第16条関係）

年度 文化芸術振興費補助金
助成金の額の確定通知書
（活動助成）

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付け 第 号で実績報告のあった助成対象活動については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 助成金の額

様式第16号（第19条の2第2項関係）

年度 文化芸術振興費補助金
収益納付額の確定通知書
(活動助成)

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けで収益状況の報告があった助成対象活動については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第19条の2第2項の規定に基づき、下記のとおり収益納付金の額を確定しましたので通知します。

記

- 1 助成対象活動名
- 2 収益納付の額
- 3 納付方法 別途送付する請求書により納付すること。
- 4 納付期限 年 月 日（通知の日から20日以内）
- 5 延滞金 納付期限までに納付しなかった場合は、未納に係る金額につき年利5パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

様式第17号（第19条の2第2項関係）

年度 文化芸術振興費補助金
収益納付額の確定通知書
(活動助成)

第 号
年 月 日

殿

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長

年 月 日付けで収益状況の報告があった助成対象活動（助成活動名「 」）については、文化芸術振興費補助金による助成金交付要綱第19条の2第2項の規定に基づき、収益納付金が生じないことを通知します。

様式第18号 (第23条関係)

年度助成金(活動助成)調書

文部科学省所管

(地方公共団体名)

独立行政法人日本芸術文化振興会		地方公共団体								備考
交付決定の額	補助率	歳入			歳出					
		科目	予算現額	収入額	科目	予算現額	うち助成金相当額	支出額	うち助成金相当額	
	定額									

- (注) 1 助成対象者が地方公共団体である場合、この調書を作成すること。
 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
 3 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、追加更生予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加更生予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
 4 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。